

令和2年12月22日（火）

福島県報号外第69号別冊

福島県漁業調整規則第11条第1項 各号に掲げる事項に関する制限措置

福島県

1 制限措置の内容（福島県に住所を有する者）

漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (許可を受けている船舶の数※令和2年10月31日時点)	備考
小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）	総トン数15トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	毎年9月1日から翌年6月30日まで	福島県に住所を有すること	0(20)	
小型機船底びき網漁業（地方名称自家用釣餌料びき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添1	周年	福島県に住所を有すること	0(16)	
小型機船底びき網漁業（地方名称自家用釣餌料板びき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添1	(漁業根拠地別) 小名浜：毎年3月1日から11月30日まで 四倉：毎年4月1日から12月31日まで 富熊・請戸・鹿島：毎年2月1日から10月31日まで 磯部・相馬原釜・新地：毎年3月1日から11月30日まで その他：毎年1月1日から9月30日まで	福島県に住所を有すること	0(67)	
小型機船底びき網漁業（地方名称貝けた網漁業（ほっきがい等））	総トン数5トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	許可証に記載されている	毎年6月1日から翌年1月31日まで	福島県に住所を有すること	0(77)	許可等の条件は別添13
小型機船底びき網漁業（地方名称貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	許可証に記載されている	毎年6月1日から翌年1月31日まで	福島県に住所を有すること	0(3)	
小型機船底びき網漁業（地方名称貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	相馬市と南相馬市境界点から正東の線以北で、小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料板びき網漁業の操業海域で第一種共同漁業権漁場の沖合の福島県の海面	毎年1月20日から3月20日まで	相馬市及び新地町いずれかに住所を有すること	0(2)	
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添2	小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶：毎年3月1日から7月31日まで その他の船舶：周年	福島県に住所を有すること	小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶：0(1) その他の船舶：0(233)	
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添3	毎年2月1日から7月31日まで	福島県に住所を有すること	小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶：0(2) その他の船舶：0(125)	

漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (許可を受けている船舶の数※令和2年10月31日時点)	備考
機船船びき網漁業 (さよりひき網漁業)	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	小型機船船びき網漁業 (地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業) 許可船舶:宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面 その他の船舶:福島県海面	小型機船船びき網漁業(地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業) 許可船舶:毎年3月1日から6月30日まで その他の船舶:毎年11月1日から翌年6月30日まで	福島県に住所を有すること	小型機船船びき網漁業(地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の許可船舶:0(1) その他の船舶:0(164)	
刺し網(流し網)漁業	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添4	周年	福島県に住所を有すること	0(188)	
刺し網漁業(かじき等流し網漁業)	総トン数10トン以上で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	東経141度59分47秒の線以西の福島県海面	毎年12月16日から翌年8月31日まで	福島県に住所を有すること	0(3)	
かご漁業(沿岸かにかご漁業)	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添5	毎年4月1日から9月30日まで	福島県に住所を有すること	0(140)	
かご漁業	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添6	毎年9月1日から翌年6月30日まで	福島県に住所を有すること	0(283)	
かご漁業(沖合たこかご漁業)	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添7	毎年7月1日から8月13日まで	福島県に住所を有すること	0(24)	許可等の条件は別添13
かご漁業(はもかご漁業)	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添8	毎年3月1日から11月30日まで	福島県に住所を有すること	0(187)	
どう漁業	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下ただし、平成8年7月31日において、はもどう漁業の許可等に関する取扱方針(平成6年9月1日施行)第3の規定の運用を受けた総トン数7トン以上の船舶で、操業の実績を有する船舶について、同一の船舶で引き続き申請したときは、その許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添9	総トン数7トン未満船:周年 総トン数7トン以上船:毎年7月1日から8月31日まで	福島県に住所を有すること	0(43)	
つば漁業	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添10	毎年10月1日から翌年3月31日まで	福島県に住所を有すること	0(9)	
固定式刺し網漁業	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	別添11	毎年9月1日から翌年7月31日まで	福島県に住所を有すること	0(313)	

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数 (許可を受けている漁業者の数※令和2年10月31日時点)	備考
潜水器漁業	許可証に記載されている第一種共同漁業権漁場	毎年5月1日から9月30日まで	福島県に住所を有すること	0(23)	許可等の条件は別添13
地びき網漁業	別添12	毎年6月1日から9月30日まで	福島県に住所を有すること	0(3)	

2 制限措置の内容（他県からの入会）

漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (許可を受けている船舶の数※令和2年10月31日時点)	備考
小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）	総トン数15トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面	毎年9月1日から翌年6月30日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(7)	
小型機船底びき網漁業（地方名称自家用釣餌料板びき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面	平潟・大津地区：毎年1月1日から9月30日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(14)	
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろろど含む）、しらすひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く）。 基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川川口水門 点ア 基点より110度1,200メートルの点 点イ 点アより190度1,500メートルの点 点ウ 点イより290度の線と最大高潮時海岸線との交点	毎年3月1日から12月31日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(71)	許可等の条件は別添13
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	合磯岬（北緯36度58分23秒）から90度線以南の福島県海面以南でかつ小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面	毎年2月11日から7月31日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(86)	
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県の海面	毎年12月1日から翌年4月30日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(74)	
どう漁業	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南でかつ小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面	毎年7月1日から8月31日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(10)	
刺し網（かじき等流し網漁業）	総トン数10トン以上で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	東経141度59分47秒の線以西の福島県海面	毎年12月16日から翌年8月31日まで	千葉県に住所を有し千葉県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(1)	

【別添1】小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業の操業区域

地方名称自家用釣餌料びき網漁業にあつては、下表のとおりとする。

地方名称自家用釣餌料板びき網漁業にあつては、漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間（令和2年11月16日農林水産省告示第2235号）の第2の2に規定する海域のうち、下表のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第16号、第18号共同漁業権漁場で水深22メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
富熊	第15号、第17号、第19号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
請戸	第17号、第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
鹿島	第19号、第21号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面
磯相 馬原 新釜 新地	第22号、第23号、第24号、第25号、第26号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深22メートル以浅の海面

【別添2】機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業 根拠地	操業区域	
	小型機船底びき網漁業（地方名称 機船 手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	その他の船舶
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内 と同市豊間との境界点の正東の線以南の海 面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	いわき市久之浜町 と同市四倉町との 境界点の正東の線 以南の福島県海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき 市沼之内と同市豊間との境界点の正東の線 以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県 海面	
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき 市沼之内と同市豊間との境界点の正東の線 以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県 海面	
江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内 と同市豊間との境界点の正東の線以南の海 面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内 と同市豊間との境界点の正東の線以南の海 面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
沼之内	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点 の正東の線以南から、いわき市沼之内と同 市豊間の境界点正東の線以北の海面	
四倉	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点の正東 の線以南から、いわき市沼之内と同市豊間 の境界点正東の線以北の海面	
久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点の正東 の線以南から、いわき市四倉と同市沼之内 の境界点正東の線以北の海面	いわき市四倉と同市沼之 内の境界点の正東の線以 北の福島県海面
富熊	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点の 正東の線以南から、いわき市久之浜町 と同市四倉町との境界点の正東の線以 北海面	いわき市久之浜 町と同市四倉町 との境界点の正 東の線以北の福 島県海面
請戸		
鹿島	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点の 正東の線以北の福島県海面	
磯部		
相馬原		
釜新地		

【別添3】機船船びき網漁業のうちおきあみひき網漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

区分 漁業根拠地	操 業 区 域	
	小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）許可船舶	その他の船舶
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海域のうち福島県の沖合の海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点の正東の線以南の福島県海面及び左記の海面
四 倉		
久 之 浜		いわき市四倉町と同市沼之内との境界点の正東の線以北の福島県海面及び左記の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地		いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点の正東の線以北の福島県海面及び左記の海面

【別添4】刺し網（流し網）漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小 浜 小 名 江 町 豊 間 沼 之 内	} 双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以南の福島県海面
四 倉 久 之 浜	} 南相馬市と双葉郡浪江町との境界点の正東の線以南の福島県海面
富 熊 請 戸 鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	} 双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以北の福島県海面

【別添5】かご漁業のうち沿岸かにかご漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業 根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
請戸	第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面

【別添6】かご漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地及び所属漁業協同組合とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業 根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久之浜	所属漁業協同組合に免許された共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東線以南の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
富熊 請戸	第17号、第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
鹿島 磯部 相馬原釜 新地	第27号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

【別添7】かご漁業のうち沖合たこかご漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業 根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東線以南の 福島県海面のうち水深130メートル以深の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東線以北の 福島県海面のうち水深130メートル以深の海面

【別添8】かご漁業のうちはもかご漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業 根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請戸	第19号、第20号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

【別添9】 どう漁業の操業区域

1 総トン数7トン未満船

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業 根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請戸	第19号、第20号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

2 総トン数7トン以上船

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

【別添10】 つぼ漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業 根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
沼之内	第12号、第14号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
四倉	第14号、第16号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
富熊	} 第17号、第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
請戸	
鹿島	} 第27号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
磯部	
相馬原釜	
新地	

【別添11】 固定式刺し網漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
四倉 久之浜	} 南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	} 双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面

【別添12】地びき網漁業の操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第1号共同漁業権漁場
小浜	第3号、第5号共同漁業権漁場
小名浜	第5号共同漁業権漁場
江名町	第8号共同漁業権漁場
豊間	第9号共同漁業権漁場
沼之内	第11号共同漁業権漁場
四倉	第13号共同漁業権漁場
久之浜	第15号共同漁業権漁場
富熊	第17号共同漁業権漁場
請戸	第19号共同漁業権漁場
鹿島	第21号共同漁業権漁場
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場

【別添13】許可等の条件

1 福島県に住所を有する者に係る許可等の条件

漁業種類	許可等の条件
小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）	<p>(1) 次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ及びエ並びに基点2の各点を順次に結んだ五直線と陸岸とによって囲まれた海面のうち福島県海面においては、夜間の操業をしてはならない。</p> <p>基点1 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>点ア 基点1から正東33,336メートル(18海里)の点</p> <p>点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から正東12,964メートル(7海里)の点</p> <p>点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台から正東5,556メートル(3海里)の点</p> <p>点エ 基点2から正東13,890メートル(7.5海里)の点</p> <p>基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端</p> <p>(2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p>
小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業）	<p>(1) 次に掲げる期間の時間帯は、操業をしてはならない。</p> <p>毎年6月1日から9月30日までの期間：午後9時から午前2時までの時間</p> <p>毎年10月1日から翌年5月31日までの期間：午後7時から午前4時までの時間</p> <p>(2) 採捕したえびは、他に販売してはならない。</p> <p>(3) えび以外の水産動物が混獲された場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。この場合、えび以外の水産動物が大部分を占め、明らかにえびの棲息海域とみなされない時は、直ちに当該海域から移動しなければならない。</p> <p>(4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて25kgを超えてはならない。</p> <p>(5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。</p> <p>(6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p> <p>(7) 船舶にブーム(漁撈、荷役支柱)を装備し又は積込んではならない。</p>
小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）	<p>(1) 次に掲げる期間の時間帯は、操業をしてはならない。</p> <p>毎年6月1日から9月30日までの期間：午後9時から午前2時までの時間</p> <p>毎年10月1日から翌年5月31日までの期間：午後7時から午前4時までの時間</p> <p>(2) 採捕したえびは、他に販売してはならない。</p> <p>(3) えび以外の水産動物が混獲された場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。この場合、えび以外の水産動物が大部分を占め、明らかにえびの棲息海域とみなされない時は、直ちに当該海域から移動しなければならない。</p> <p>(4) 採捕できる1日当たりのえびの量は、死・活併せて25kgを超えてはならない。</p> <p>(5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。</p> <p>(6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p> <p>(7) 船舶にブーム(漁撈、荷役支柱)を装備し又は積込んではならない。</p>
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））	<p>(1) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p>
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））	<p>(1) ほっきがいを採捕してはならない。</p> <p>(2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p>

漁業種類	許可等の条件
小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））	<ul style="list-style-type: none"> (1) ほっきがい、こたまがい及びはまぐりを採捕してはならない。 (2) 魚類が混獲された場合は、全て海中に投棄し、船内に所持してはならない。 (3) 他の漁業に従事する日は、当該漁業を営んではならない。 (4) 夜間の操業をしてはならない。 (5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。 (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。 (7) 貝けたの間口の幅は、2メートル以内でなければならない。 (8) 殻長6センチメートル未満のえぞいしかげがい及び殻長7センチメートル未満のながうばがいは、採捕してはならない。 (9) 操業中は、黄色の標旗（たて50センチメートル、よこ50センチメートル）を船橋の上約1メートルの場所など見易い場所に掲揚しなければならない。
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。 (2) 網口開口板を、使用してはならない。 (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）	<p>1 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) おきあみ以外の魚種が混獲されたときは、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。 (2) 網口開口板を、使用してはならない。 (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。 <p>2 その他の船舶の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。 (2) 網口開口板を、使用してはならない。 (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。 (2) 網口開口板を、使用してはならない。 (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
刺し網（流し網）漁業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 3枚網を使用してはならない。 (2) 海中に敷設できる漁網の長さは1,500メートルを超えてはならない。 (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。 (4) さけ・ますを採捕してはならない。 (5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。 (6) 船橋の両側を5センチメートルの幅で带状に青色に塗装しなければならない。
刺し網漁業（かじき等流し網漁業）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。 指定港：小名浜港、中之作港、江名港、四倉港、松川浦港 (2) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。 (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

漁業種類	許可等の条件
かご漁業（沿岸かにかご漁業）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。 (2) 海中に敷設するかごの数は、30個を超えてはならない。 (3) 甲幅 5センチメートル以下のかには、採捕してはならない。 (4) かに以外の水産動物を採捕してはならない。 (5) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。 (6) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けなければならない。 (7) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
かご漁業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。 (2) 海中に敷設するかごの数は、300個を超えてはならない。 (3) はも、あなご又はひらつめがにとがざみ以外のかいを、採捕してはならない。 (4) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。 (5) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電燈その他の照明を掲げなければならない。 (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
かご漁業（沖合たこかご漁業）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海中に敷設するかごの数は300個を超えてはならない。 (2) ひらつめがに及びがざみを除くかいを採捕してはならない。 (3) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。 (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電燈その他の照明を掲げなければならない。 (5) 操業協定は、遵守しなければならない。
かご漁業（はもかご漁業）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。 (2) 海中に敷設するかごの数は、600個を超えてはならない。 (3) はも、あなご以外の水産動物を採捕してはならない。 (4) どう漁業と他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。 (5) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電燈その他の照明を掲げなければならない。 (6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
どう漁業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。 (2) 海中に敷設するどうの数は 600個を超えてはならない。 (3) かご漁業のうちのはもかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。 (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電燈その他の照明を掲げなければならない。 (5) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

漁業種類	許可等の条件
つぼ漁業	<p>(1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。</p> <p>(2) 海中に敷設するつぼの数は、2,000 個を超えてはならない。</p> <p>(3) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電燈その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>(4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p>
固定式刺し網漁業	<p>(1) 海中に敷設できる漁網の長さは、3,000メートル（相乗り等共同経営の場合は4,500メートル）を超えてはならない。</p> <p>(2) かれい、ひらめ、かに及びずきさし網の目目は、11.5センチメートル（3.8寸）以上、あかじがれいさし網にあつては、8.5センチメートル（2.8寸）以上、めばるさし網にあつては、6.1センチメートル（2寸）以上でなければならない。</p> <p>(3) 敷設したさし網の両端及びその中間の海上には、所属漁業協同組合長が県と協議して定めた標旗に許可番号を明瞭に記載し、1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>(4) 3枚網を使用してはならない。</p> <p>(5) さし網1反ごとに網具に固着された2個以上の浮子に、船名及び氏名を明瞭に記載しなければならない。</p> <p>(6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p> <p>(7) 船橋の両側を5センチメートルの幅で帯状に黄色の塗装をしなければならない。</p>
潜水器漁業	<p>(1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。</p> <p>(2) 申請のあつた漁獲物の種類以外を採捕してはならない。</p>
地びき網漁業	<p>(1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。</p>

2 他県からの入会に係る許可等の条件

漁業種類	許可等の条件
小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）	<p>(1) 次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ及びエ並びに基点2の各点を順次に結んだ五直線と陸岸とによって囲まれた海面のうち福島県海面においては、夜間の操業をしてはならない。</p> <p>基点1 福島県と宮城県との海岸線における境界点 点ア 基点1から90度33,336メートル(18海里)の点 点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から90度12,964メートル(7海里)の点 点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台から90度5,556メートル(3海里)の点 点エ 基点2から90度13,890メートル(7.5海里)の点 基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端</p> <p>(2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p> <p>(3) 規則第31条に示す「フシ入123」に加え、船橋の両側に、5センチメートルの幅で5センチメートルの間隔をもつ帯状2本の朱色塗装標識をしなければならない。</p>
小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）	<p>(1) 次に掲げる期間の時間帯は、操業をしてはならない。 毎年6月1日から9月30日までの期間：午後9時から午前2時までの時間 毎年10月1日から翌年5月31日までの期間：午後7時から午前4時までの時間</p> <p>(2) 採捕したえびは、他に販売してはならない。</p> <p>(3) えび以外の水産動物が混獲された場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。この場合、えび以外の水産動物が大部分を占め、明らかにえびの棲息海域とみなされない時は、直ちに当該海域から移動しなければならない。</p> <p>(4) 採捕できる1日当りのえびの量は、死・活併せて20kgを超えてはならない。</p> <p>(5) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。</p> <p>(6) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p> <p>(7) 船舶にブーム(漁撈、荷役支柱)を装備し又は積込んではならない</p> <p>(8) 規則第31条に示す「フシ入自板123」の規定に加え、船舶の両側を10センチメートルの幅で帯状に朱色で塗装しなければならない。</p>
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろろど含む）、しらすひき網漁業）	<p>(1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。</p> <p>(2) 網口開口板を、使用してはならない。</p> <p>(3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p> <p>(4) 船舶の外部の両側に明瞭に「フシ入シ第〇号」と表示し、かつ船舶の両側を10センチメートルの幅で帯状に黄色で塗装しなければならない。</p>
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）	<p>(1) 網口開口板を、使用してはならない。</p> <p>(2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p> <p>(3) 船舶の外部の両側に明瞭に「フシ入オ第〇号」と表示し、かつ船舶の両側を10センチメートルの幅で帯状に緑色で塗装しなければならない。</p>
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）	<p>(1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。</p> <p>(2) 網口開口板を、使用してはならない。</p> <p>(3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p> <p>(4) 船舶の外部の両側に明瞭に「フシ入サ第〇号」と表示し、かつ船舶の両側を10センチメートルの幅で帯状に青色で塗装しなければならない。</p>
どう漁業	<p>(1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。</p> <p>(2) 海中に敷設するどうの数は400個を超えてはならない。</p> <p>(3) かご漁業のうちのはもかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。</p> <p>(4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあっては当該ボンデンに電燈その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>(5) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p>

漁業種類	許可等の条件
刺し網（かじき等流し網漁業）	<p>(1) 操業期間中、別に定める様式による許可番号を船橋両側に表示しなければならない。</p> <p>(2) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。 指定港：小名浜港、中之作港、江名港、四倉港、松川浦港</p> <p>(3) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。</p> <p>(4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。</p>